

愛知県市民後見人等養成研修 研修修了者向け 北名古屋市 における「活躍の場」のご紹介

研修修了者の「活躍の場」について

- 日常生活自立支援事業の生活支援員

留意事項

上記以外でも、権利擁護センターにおける周知活動の協力など、さまざまな場面で活躍できるよう検討中です。

研修修了後、すぐに市民後見人として活動できるわけではありませんが、今後、地域において広く権利擁護の担い手として活躍できるような支援・体制づくりを引き続き行っていきたいと考えています。

詳細は下記「問合せ先」までお問い合わせください。

問合せ先

北名古屋市福祉こども部高齢福祉課 地域包括ケア推進室
TEL：0568-22-1111 FAX：0568-26-4477
メールアドレス：houkatsu@city.kitanagoya.lg.jp